

救 急 医 療

【柳井地域】

	【救護】	【救命医療】	【入院救急医療】	【初期救急医療】	【救命期後医療】
機能	●病院前救護活動の機能	●救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能	●入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療）の機能	●初期救急医療を担う医療機関の機能	●救命救急医療機関等からの転院（救命期を脱した患者）を受け入れる機能
目 標	●患者あるいは周囲の者が必要に応じ速やかに救急要請及び救急蘇生法を実施 ●メディカルコントロール体制の整備により、救急救命士等の活動が適切に実施 ●メディカルコントロールにより、ドクターヘリ、ドクターカー等の搬送手段を選択し適切な救急医療機関へ直接搬送	●24時間365日、救急搬送の受け入れに応じること ●傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供	●24時間365日、救急搬送の受け入れに応じること ●傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供	●傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供	●合併症、後遺症のある患者に対して慢性期の医療を提供
求められる事項	（住民等） ●講習会等の受講により、傷病者に対するAEDの使用を含めた救急蘇生法が実施可能 ●傷病者の救護のため、必要に応じて速やかに救急要請、あるいは適切な医療機関を受診（消防機関の救急救命士等） ●住民等に対し、AEDの使用を含めた救急蘇生法等に関する講習会を実施 ●脳卒中、急性心筋梗塞等、早期の救急要請が必要な疾患について関係機関と協力して住民教育を実施 ●搬送先の医療機関の選定に当たっては、事前に救急医療情報システム等により各救急医療機関の対応できる緊急性の高い疾患や診療科目に関する情報を把握 ●地域メディカルコントロール協議会により定められたプロトコールに則し、心肺停止、外傷、急病等の患者に対して、適切な観察・判断・処置を実施 ●搬送手段を選定の上、適切な急性期を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送 ●緊急な医療を必要とする精神疾患を有する患者等の搬送に当たっては、精神科救急情報センターを活用し、精神科救急医療体制と十分に連携（メディカルコントロール協議会等） ●救急救命士等の行う処置や、疾患に応じた活動プロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂 ●搬送手段を選定し適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって随時改訂 ●医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制が確立 ●救急救命士等への再教育を実施 ●地域の救急医療機関の専門性等を踏まえ、これら機関の役割分担・連携を具体的に推進 ●ドクターヘリや消防防災ヘリ等の活用に際しては、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること	●重篤な救急患者を、常時、受け入れることが可能 ●高度な治療に必要な施設を整備 ●救急医療に関する知識・経験を有する医師がいること ●地域のメディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たすこと ●地域の救命救急医療の充実強化に協力 ●救命救急医療機関が連携してドクターヘリを用いた救命救急医療を提供 ●急性期のリハビリテーションを実施	●初期診療と応急措置を行い、必要に応じて入院治療を実施 ●当該病院では対応できない重症救急患者への対応に備え、近隣のより適切な医療機関と連携 ●メディカルコントロール協議会等との連携の上、実施可能な医療機関等を消防機関等に周知  <b>【特に緊急性の高い疾患（重症外傷・急性中毒・脳卒中・心筋梗塞）を有する患者に対応可能な医療機関に求められる事項】</b> <b>《重症外傷》</b> ●外傷初期診療ガイドライン(JATEC)に則った初期診療が可能 ●超音波検査、単純X線、CT、血管造影などの画像診断が可能 ●緊急手術を要する患者において、単独外傷に対応可能 ●連携可能な第三次救急医療機関を有すること <b>《急性中毒》</b> ●胃洗浄などの初期治療が可能 ●入院可能な病床を有すること ●精神科対応が可能であること又は精神科対応が可能な医療機関と連携 ●連携可能な第三次救急医療機関を有すること <b>《脳卒中》</b> ※脳卒中の急性期を参照 <b>《心筋梗塞》</b> ※急性心筋梗塞の急性期を参照	●休日夜間において、入院を要しない軽度の救急医療患者に対し、外来診療を実施 ●病態に応じて速やかに患者を紹介できるように近隣の医療機関と連携 ●自治体等との連携の上、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民等に周知	次のいずれかを満たすこと ①救急医療機関と連携し、人工呼吸器が必要な患者や気管切開等のある患者を受け入れる体制を整備 ②重度の脳機能障害の後遺症を持つ患者を受け入れる体制を整備 ③精神疾患と身体疾患を合併した患者を受け入れる体制を整備

	【救護】	【救命医療】	【入院救急医療】				【初期救急医療】	【救命期後医療】	
医療機関名	柳井地区消防本部 光地区消防本部（田布施町）	（独）国立病院機構 岩国医療センター	救急告示病院				〈周防大島町〉 周防大島町立大島病院  ※在宅当番医 ※休日夜間急患センター	〈柳井市〉 （独）国立病院機構 柳井病院①②	
			〈柳井市〉 厚生連周東総合病院		〈周防大島町〉 周防大島町立大島病院 周防大島町立橋病院 周防大島町立東和病院				
			【特に緊急性の高い疾患に対応可能な病院】						
			脳卒中		急性心筋梗塞	重症外傷			急性中毒
			高度専門医療	専門医療					
			〈柳井市〉 厚生連周東総合病院		〈柳井市〉 厚生連周東総合病院	〈柳井市〉 厚生連周東総合病院			〈柳井市〉 厚生連周東総合病院